

岡山労働局発表
平成27年1月9日

【照会先】

岡山労働局労働基準部監督課
監督課長 東 裕二
監察監督官 諏訪 雅浩
(電話) 086(225)2015

『岡山労働局働き方改革推進本部』の設置について

～企業の自主的な働き方の見直しを推進～

岡山労働局（局長 三上明道）は、本日、岡山労働局長を本部長とする『岡山労働局働き方改革推進本部』を設置し、所定外労働時間の削減、年次有給休暇取得促進を始めとする働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するとともに効果的に情報発信を行うことといたしました。

－岡山労働局働き方推進本部の取組－

◆ 労使団体への要請

労働局長等が県内の労使団体を訪問し、働き方改革について傘下企業等に対する取組の要請、本部の設置やポータルサイトの周知等に対する協力の要請を行います。

◆ 企業トップへの働きかけ

労働局長等が県内企業のトップ等経営者を訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むよう働きかけます。

◆ 取組事例の情報発信

訪問企業における取組内容等について、企業の実情を得て、労働局のホームページや厚生労働本省のポータルサイトに掲載するなど、情報発信に努めます。

今後の予定

労使団体への要請に関して、平成27年1月15日（木）午後3時頃から、岡山県経営者協会（岡山市北区田町 1-3-1）において、末長範彦会長に対して、岡山労働局長が直接要請書を手交し、協力要請を行います。

また、岡山県商工会議所連合会、岡山県商工会連合会、岡山県中小企業団体中央会、連合岡山などに対しても、別途、要請することとしています。

「働き方改革」の推進について

我が国の労働時間の状況をみると、労働者一人平均の総実労働時間は1700時間台まで減少してきているものの、近年の主な減少要因はパートタイム労働者の比率の増加によるものであり、いわゆる正社員等一般労働者の総実労働時間は依然として2000時間台で推移している。また、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は近年低下傾向にあるものの、依然として1割弱で推移しており、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）における一定の経済成長を前提とした政府目標である「2020年までの目標」「5割減」（具体的には5%）の達成に向けて課題を残している状況にある。さらに、年次有給休暇の取得率をみると、近年5割を下回る水準で推移しており、同戦略における政府目標である「2020年までの目標」「70%」に向けて一層の取組が求められている状況にある。

このため、「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

厚生労働省としては、長時間労働対策を総合的に推進するため、本年9月30日に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、働き方改革については、同本部の下に「働き方改革・休暇取得促進チーム」として労働基準局幹部が企業訪問による企業トップ等への働きかけを行うなど、企業の自主的な取組を促進しているところである。

こうした中、我が国の急速な少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保することを目的とする「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）も平成26年11月28日に施行されたところである。

働き方改革の取組については、同法の基本理念にのっとり、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものとして、都道府県等とも連携を密にして推進する必要がある。

こうしたことを踏まえ、今般、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、都道府県労働局においても企業トップ等への働きかけ等を積極的に実施することとし、本対策を的確に推進することとしたものである。

資料1 「日本再興戦略」改訂 2014 の概要

資料2 「長時間労働削減推進本部」の設置について

資料3 「働き方改革推進本部」の設置について

資料4 「岡山労働局働き方推進本部」について

「日本再興戦略」改訂2014の概要

改訂の基本的考え方

- この1年間、「3本の矢」によってもたらされた変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていく。
- そのため、日本の「稼ぐ力＝収益力」を強化。同時に、「日本再興戦略」で残された課題（働き方、医療、農業等）にも対応。
 - デフレ状況から脱却しつつある今こそがラストチャンス。企業経営者や国民一人一人に、具体的な行動を促していく。

改革に向けての10の挑戦

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

「企業が変わる」～「稼ぐ力」の強化

- ① 《コーポレートガバナンスの強化》
 - コーポレートガバナンス・コードの策定
- ② 《公的・準公的資金の運用の在り方の見直し》
 - GPIFの基本ポートフォリオ、ガバナンス体制の見直し
- ③ 《産業の新陳代謝とベンチャーの加速、成長資金の供給促進》
 - 大企業を巻き込んだ支援、政府調達への参入促進、IT等々の供給

「国を変える」

- ④ 《成長志向型の法人税改革》
 - 数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す
- ⑤ 《イノベーションの推進とロボット革命》
 - 革新的な技術からビジネスを生み出すナショナルシステム
 - ロボットによる社会的課題の解決と新たな産業革命

2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

⑥ 女性の更なる活躍促進

- 学童保育の拡充
- 女性就労に中立的な税・社会保障制度等の実現

⑦ 働き方の改革

- 働き過ぎ防止のための取組強化
- 時間ではなく成果で評価される制度への改革
- 多様な正社員の普及・拡大
- 予見可能性の高い紛争解決システムの構築

⑧ 外国人材の活用

- 製造業における海外子会社従業員の受入れ
- 特区における家事支援人材の受入れ
- 介護分野における外国人留学生の活躍

3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

⑨ 攻めの農林水産業の展開

- 酪農の流通チャネル多様化
- 国内外とのバリューチェーンの連結（6次産業化、輸出の促進）

⑩ 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

- 非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮）の創設
- 個人への健康・予防インセンティブの付与
- 保険外併用療養費制度の大幅拡大

成長の成果の全国波及

地域活性化／中堅・中小企業・小規模事業者の革新

- 中堅・中小企業・小規模事業者によるふるさと名物応援と戦略産業の育成
- 地域ぐるみの農業の6次産業化、酪農家の創意工夫、魅力ある観光地域づくり
- PPP/PFIを活用したインフラ運営の実現

地域の経済構造改革

- ク化
 - 東京への人口流出の抑制
- ⇒ 司令塔となる本部の設置、政府一体の推進体制の構築

更なる成長に向けた対応

実現し進化する戦略／経済の好循環のための取組の継続／改革への集中的取組み（国家戦略特区の強化等）

長時間労働削減推進本部

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

⇒ 大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（**平成26年9月30日**）

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局 労働基準局長

過重労働等撲滅チーム

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
 - i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
 - ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に設置
（平成27年1月予定）

省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

〈協力要請・連携〉

- ・都道府県
- ・市町村
- ・事業主団体
- ・労働団体等

働き方改革推進本部

（本部長 都道府県労働局長）

企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）

「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

平成27年1月からの取組について（休み方改革・休暇取得促進チーム）

都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置
（平成27年1月設置）

企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成

- 地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- 労働局長や労働基準部長が、**地域のリーディングカンパニー**を訪問
企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ
働き方・休み方コンサルタントによる企業に対する助言等の支援
- 企業における**先進的な取組事例の収集、周知**

先進的な取組事例等について、本省**ポータルサイトを活用して
情報発信**（平成27年1月本省に開設）

企業の自主的な
働き方の見直し
を推進

地域における
働き方改革の
気運の醸成

- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

「岡山労働局 働き方改革推進本部」について（平成27年1月9日設置）



～ 平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014の内容や、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念を踏まえ、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現に向けた取組体制を強化します ～

1 構成メンバー

【本部長】労働局長

【副本部長】労働基準部長

【本部員】総務部企画室長/労働基準部監督課長/職業安定部職業安定課長/雇用均等室長補佐/
その他本部長が指名する者

2 推進本部の実施事項

- ◆ 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- ◆ 働き方改革の促進のための団体・企業トップへの働きかけ
- ◆ 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- ◆ その他働き方改革の促進のために必要な取組

3 今後の取組予定など

平成27年1月15日15時頃より、岡山県経営者協会（岡山市北区田町1-3-1 岡山県産業会館3階）において文書要請を予定しています。

また、岡山県商工会議所連合会、岡山県商工会連合会、岡山県中小企業団体中央会、連合岡山などに対しても別途要請することとしています。



岡山労働局働き方改革推進本部を設置しました。
(平成 27 年 1 月 9 日)



岡山労働局働き方改革推進本部の第 1 回会議を開催しました。
(平成 27 年 1 月 9 日)